

根抵当権全部（分割）譲渡

権利者（譲受人）	義務者（譲渡人）
<ol style="list-style-type: none"> 1．根抵当権全部（分割）譲渡契約書 （又は登記原因証明情報） 2．委任状 3．資格証明書又は会社謄本 	<ol style="list-style-type: none"> 1．委任状 2．登記済設定契約書 （又は登記識別情報） 3．資格証明書又は会社謄本
不動産所有者	
<ol style="list-style-type: none"> 1．承諾書 2．印鑑証明書 3．所有者が会社の場合は資格証明書又は会社謄本 	
<p>根抵当権譲渡登記の場合は、通常、債権の範囲の変更を伴います。 債権の範囲の変更登記をするには、下記の書類が別途必要になります。</p> <p>不動産所有者の</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．権利証（又は登記識別情報） 2．印鑑証明書 3．委任状 4．変更契約書（又は登記原因証明情報） <p style="margin-left: 40px;">もっとも、根抵当権譲渡契約書には、通常、債権の範囲を変更する約定が置かれていますので、その場合には別途徴求の必要はありません。</p>	
登録免許税	<p>極度額 × 1,000分の2</p> <p>分割譲渡は分割される根抵当権の極度額 × 1,000分の2</p>